

可愛川漁業協同組合 内水共第27号、内水共第28号、
内水共第29号、内水共第30号、内水共第31号及び内水共第32号

第5種共同漁業権 遊漁規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、可愛川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第27号、内水共第28号、内水共第29号、内水共第30号、内水共第31号及び内水共第32号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、ます、はや（おいかわ・かわむつ）をいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁承認申請書を提出してしなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により、当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合、又は第11条の規定による場合（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後遊漁を拒絶された者であること）を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第3条 次の表のア欄の魚種、漁具、漁法による遊漁は、イ欄の区域内において、ウ欄の統数又は規模の範囲内でエ欄の期間内でなければならない。

ア魚種・漁具・漁法	イ 区域	ウ統数又は規模	エ 期間
あゆ 友釣り ちやぐり	全域		6月第2土曜日～ 11月30日までの 期間内で組合が 定めて公示する期 間
濁りかき ちょんがけ 投網	第5項に規定する 区域(竿釣専用区) を除く	網口の口径が30cm以上 の濁りかき及び投網は網目 の大きさが15cmにつき8 節以下	同上 ただし、灯火の使用 は組合が定めて公 示する期間を除く

ア 魚種・漁具・漁法		イ 区域	ウ 統数又は規模	エ 期間
ます	手釣、竿釣	毛ばり釣専用区を除く	一人3本以内	3月1日から 8月31日まで
	手釣・竿釣のうち毛ばり釣	毛ばり釣専用区		3月1日から 8月31日まで
うなぎ	手釣、竿釣	全域	一人3本以内	4月1日から 9月30日まで
	延縄、うなぎ籠、やす	全域		
こい・ふな	手釣、竿釣	全域	一人3本以内	1月1日から 12月31日まで
	投網	全域	網目の大きさが15cmにつき8節以下	1月1日から12月31日までの間で組合が定めて公示する期間
はや	手釣、竿釣	北広島町大朝「亀尻橋」から下流の江の川	一人3本以内	
	投網		網目の大きさが15cmにつき14節以下	1月1日から12月31日までの間で組合が定めて公示する期間

- 2 前項の公示は、この組合及び第7条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。
- 3 遊漁者は、遊漁を行うに際して舟を使用してはならない。
ただし、八千代湖堰堤より、ふれあい大橋までの区域（ダム湖）を除く。
- 4 第7条第1項第1号で遊漁するものは、水眼を使用してはならない。
- 5 次に掲げる区域はあゆ漁の解禁日から9月10日までの間は網漁具の使用を禁止する。
 - (1) 可愛川における次の基点アイを結んだ線からウエを結んだ線までの区域
 - ア 北広島町川井火神谷川と可愛川合流点から可愛川左岸沿いに500m下流
 - イ アから可愛川の流に直角に対岸を見通す線と可愛川右岸との交点
 - ウ 上官井堰下流側右岸付け根
 - エ 上官井堰下流側左岸付け根
 - (2) 志路原川における可愛川との合流点から保余原橋までの区域
- 6 川底を攪拌して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6月第2土曜日～11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日の午前5時から11月30日まで

ま す	3月1日から8月31日まで
-----	---------------

2 前項の公示は、この組合及び第7条第3項に規定する納付場所に掲示するものとする。

(毛ばり釣専用区の設定)

第5条 次に掲げる区域は、毛ばり釣専用区とし、毛ばり釣以外の漁具・漁法で遊漁することを禁止する。また、魚の持ち帰りは1人1日2尾以下とする。

山県郡北広島町筏津と高野との境界より上流の筏津川と、清水が丸川における筏津川との合流点から上流2,000メートルの所及び小滝川における北広島町高野県道79号線との交点の橋までの区域

(禁止区域)

第6条 次のア、イを結んだ直線から上流、ウ、エを結んだ直線から下流の江の川の区域及びオ、カを結んだ直線から上流、キ、クを結んだ直線から下流の大谷川の区域は、周年遊漁してはならない。

基点

- ア 江の川における安芸高田市八千代町土師久保橋上流右岸付け根
- イ 江の川における安芸高田市八千代町土師久保橋上流左岸付け根
- ウ 江の川右岸における安芸高田市八千代町土師1935番の10地先
(ダム上流2.2km地点)
- エ 江の川左岸における安芸高田市八千代町土師568番の1地先
(ダム上流2.2km地点)
- オ 筏津川と大谷川の合流点右岸付け根
- カ 筏津川と大谷川の合流点左岸付け根
- キ 大谷川における北広島町大谷「豊山橋」下流側右岸付け根
- ク 大谷川における北広島町大谷「豊山橋」下流側左岸付け根

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、(1)については遊漁者が未就学の幼児若しくは小中学校の生徒のときはあゆ、うなぎ、ます(専用区の毛ばり釣を除く)については次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、こい、ふな、はやについては無料とする。

また、肢体不自由者のときは、専用区の毛ばり釣を除き次の(1)、(2)に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次に掲げる額に500円を加算した額とする。

(1)

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	友釣・ちゃぐり	1日 2,300円、1年 7,200円
こい うなぎ	手釣・竿釣	1日 1,400円、1年 5,200円

ま す (やまめ)	手釣・竿釣	1日 1,400円、1年 5,200円
	毛ばり釣	1日 2,000円
ふ な	手釣・竿釣	1日 900円、1年 2,600円
は や (おいかわ・ かわむつ)	手釣・竿釣	1日 500円、1年 1,000円

(2)

魚 種	漁 具・漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	投網、濁りかき、ちょんがけ	1日 3,500円、1年10,000円
こ い ふ な	投網	
う なぎ	やす、うなぎ籠、延縄	
は や	投網	

注) ますの竿釣のうち、毛ばり釣については、毛ばり釣専用区での料金である。

- 前項の規定にかかわらず、専用区での毛ばり釣を除き、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。
- 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、友釣及びちゃぐりによる遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所	納 付 場 所	電 話 番 号
(1) 北広島町川井	可愛川漁業協同組合	0826-72-2125
(2) その他組合の指定する場所		

- 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 遊漁承認証の交付は、前条第3項に指定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊魚をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。
- 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う

採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

《つぎのとおり遊漁の承認をします》

- ① 魚種・漁具・漁法及び漁期は遊漁のチラシを確認してください。
- ② 承認期間 本証受領の日から令和6年12月31日まで
- ③ 遊漁区域 可愛川漁業協同組合の漁業免許地区内
- ④ 遊漁料 年券〇〇〇〇円（税込）
- ⑤ 日券、年券の区分において、本証より低い遊漁料の額の漁具、漁法は遊漁することができる。

可愛川漁業協同組合

〇〇年度 遊漁承認証

〇種 可愛川漁業協同組

住所

氏名

年令

《注意事項》

- ① 本承認証は他人に譲渡又は、貸与してはならない。
- ② 漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- ③ 遊漁規則を遵守すること。
- ④ 遊漁規則に違反した時は遊漁の中止を命じ、以後遊漁を拒絶することがある。この場合は、納付した遊漁料は払戻しをしない。
- ⑤ 遊漁中は本承認証を見えやすい所に必ず装着のこと
- ⑥ 本承認証は再発行いたしません。

（表 面）

（裏 面）

可愛川漁業協同組合

〇〇年度〇種

月 / 日

遊漁承認証

日券 〇〇〇円

住所

氏名

才

《注意事項》

- ① 魚種・漁具・漁法及び漁期は遊漁のチラシを確認してください。
- ② 本承認証は他人に譲渡又は、貸与してはならない。
- ③ 漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- ④ 遊漁規則を遵守すること。
- ⑤ 遊漁規則に違反した時は遊漁の中止を命じ、以後遊漁を拒絶することがある。この場合は、納付した遊漁料は払戻しをしない。
- ⑥ 遊漁中は本承認証を見えやすい所に必ず装着のこと
- ⑦ 本承認証は再発行いたしません。

可愛川漁業協同組合

※1、※2の種別は、別紙のとおり

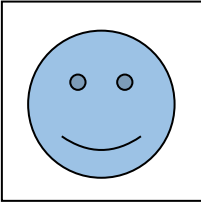
（様式第1号）

- ⑧ 毛ばり釣り専用区の水の持帰りは2尾以下とする。
（毛ばり専用区の水承認証のみ上書を加える）

様式第2号

(漁場監視員証)

(表面)

漁場監視員証	
次の者は当組合員の漁場監視員であることを証明します	
	有効期限 令和〇年〇月〇日～ 令和〇年〇月〇日 通常総代会終了まで
氏名 _____	年齢 _____
住所 _____	
令和〇年〇月〇日	
可愛川漁業協同組合 [®]	

(裏面)

注意事項
1.規則の遵守に関して必要な指示は、本証を携帯のうえ、且つ提示して行う。
2.遊漁者に対して指示を行う場合は、親切丁寧に行う。
3.違反者に対しては、実情をよく聞き取り、手荒な行動をしないこと。